

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称            静岡市美術館
- 2 指定管理者の名称        公益財団法人静岡市文化振興財団
- 3 指 定 期 間            令和2年4月1日～令和7年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

市と緊密に連携し、政策と連動した事業を展開することが特に重要であることから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設

【該当理由】

静岡市美術館は、多様な美術表現を広く市民に公開し、市の特色ある美術文化の創造・発信及び交流促進を通じ、美術に関する市民の知識及び教養の向上、市民の美術文化振興を図るという目的のために設置された文化交流の拠点という役割を担っており、静岡市文化振興計画の施策における「特徴的な芸術文化の継承、発展及び活用」や、多彩かつ質の高い事業を鑑賞・体験できる施設として重要な拠点と位置付けられる。施設の運営にあたっては、静岡市美術館の設置目的及び基本理念を理解した事業を実施していくことが必要であるため、市と緊密に連携し美術に関する専門的な知識や経験、幅広いネットワークを活かした事業運営が求められる。

(公財) 静岡市文化振興財団は、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、魅力あるしずおか文化の創造、継承、発展に寄与することを目的に設立された外郭団体であり、「静岡市外郭団体方針書」（平成30年3月策定）において「市民主体の「しずおか文化」の創造、継承、発信していくためのパートナー」としての役割、また「静岡市に根付いた芸術文化等の持つ創造性を活かした市民が主体のまちづくりを進め、シビックプライドの情勢及び交流人口の増加を図るためのパートナー」としての役割が求められることが示されている。

静岡市美術館の運営にあたり（公財）静岡市文化振興財団は、美術に関する専門的な知識、経験、国内外の美術館・博物館等との幅広いネットワークにより質の高い多彩な事業を実施しているほか、教育機関及び（公財）静岡市文化振興財団が管理運営する生涯学習施設等と連携し、より多くの市民に様々な美術作品の鑑賞機会を提供しており、幅広い世代に対し美術への関心・興味を高め、市民の美術に関する知識と教養の向上に貢献している。また、文化施設の運営に関するノウハウを生かして静岡音楽館及び静岡科学館の指定管理も担い、各施設と連携した事業を積極的に展開することで、各施設への来館者が相互に足を運ぶきっかけを生み出し、市民に多様な文化に触れる機会を提供していることから、市民の美術文化を創造・発信する拠点として市民の美術文化の振興に貢献できるのは（公財）静岡市文化振興財団だけである。

イ 募集期間 令和元年10月21日～令和元年11月19日

ウ 募集対象団体 公益財団法人静岡市文化振興財団

## （2）審査方法

### ア 審査の種類

（ア）書類審査 令和元年12月10日

（イ）プレゼンテーション 令和元年12月10日

### イ 審査委員会

委員長 草分 裕美（静岡市観光交流文化局参与兼文化振興課長）

委員 岩田 智穂（静岡市観光交流文化局歴史文化課長）

〃 萩原 さほり（静岡市観光交流文化局まちは劇場推進課長）

〃 小針 由紀隆（静岡文化芸術大学文化政策学部教授）

〃 堀切 正人（常葉大学 教育学部准教授）

### ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

### エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

## （3）審査結果

### ア 選定された団体の名称及び点数

（ア）名 称 公益財団法人静岡市文化振興財団

（イ）点 数 88.8点／100点満点（市が設定した最低基準点70点）

（ウ）指定管理料提示額 269,921千円

イ 総 評（選定の理由等）

- ・静岡市美術館の設置目的・基本理念に沿って、運営方針を定めるとともに、指定管理者として館の使命を達成するための事業方針が明確に示されていること。
- ・国や市の文化芸術施策の状況を踏まえた事業計画となっていること。
- ・市民主体の「しずおか文化」の創造、継承、発信していくため及び静岡市に根付いた芸術文化等の持つ創造性を活かした市民が主役のまちづくりを進め、シビックプライドの醸成及び交流人口の増加を図るためのパートナーとしての役割を担っている外郭団体であることから、その役割を理解し、これまで培ってきたノウハウやネットワークを生かした事業に取り組む姿勢が評価されたこと。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、  
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、  
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和2年3月19日

(6) 指 定 令和2年3月19日

(7) 公 告 令和2年3月26日